

認可外保育施設の立入調査 について（保育内容）



東京都 福祉保健局 指導監査部
指導第二課 保育施設検査担当



目次

◆立入調査において指摘の多い項目	 3
◆子供の人権に配慮した保育	 5
◆保育者による虐待・不適切な保育の例	 7
◆家庭における虐待の早期発見	 10
◆児童の安全確保	 11



立入調査において指摘の多い項目(保育内容)

- ◆ 児童の健康診断が実施されていない
- ◆ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検が行われていない
 - ・ 保育室内や園庭を定期的に点検し、点検結果を記録に残してください。
- ◆ サービス利用者に交付する書面の内容が不十分
 - ・ 基準上定められた事項は必ず交付してください（施設の管理者の氏名,住所や提携する医療機関の名称,所在地,提携内容など全8項目）。
- ◆ 外部研修等への参加、施設内研修の実施がない
- ◆ 児童の基本的な発育チェックを行っていない
 - ・ 児童の発育状態を把握するため、毎月定期的に行ってください。
- ◆ 保護者との連絡状況が不十分（3歳児未満）
 - ・ 3歳児未満については原則連絡帳（電子可）にて連絡を行い、少なくとも「体温」,「排便」,「食事」の状況は必ず記載してください。



入所時及び入所後の定期的な健康診断は 行われているか

《児童の健康診断》

継続して保育している児童の健康診断を入所時（**利用開始日**）及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施

◆ 入所時（利用開始日）及び1年に2回の健康診断が実施されているか。

（定期的な健康診断は、おおむね6月毎に実施）

※定期的な健康診断について、施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写し（おおむね6月以内の乳幼児健診の記録）の提出を受けること。

※入所時（利用開始日）の健診については、保護者からの健康診断の結果（4か月以内に受診しているものに限る。）の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなす。

子供の人権に配慮した保育①

(保育所保育指針抜粋)

- ◆ 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
(第1章1(5) 保育所の社会的責任)
- ◆ 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 (第1章1(3) 保育の方法ア)
- ◆ 職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。
 - 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。 (第5章1(1) 保育所職員に求められる専門性)



子供の人権に配慮した保育②、虐待の防止

- ◆ 都内保育所において、園児に対する虐待や不適切な保育事例が発生している。
- ◆ 保育所として、児童の権利擁護に取り組んでいくことが重要である。
- ◆ 児童一人一人の人格を尊重した保育を実施するため、日頃から、職員間での共通理解を図っておくこと。
- ◆ 保育所保育指針に基づき、計画的に保育の環境を構成し、工夫して保育を行うこと。

子供の人権に配慮した保育内容（例 1）

保育者による虐待・不適切な保育の例

◆身体的な虐待・不適切な保育

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- バウンサーを激しく揺らす。
- 言うことを聞かせるために、倉庫や押し入れなど暗くて狭いところに閉じ込める。
- 児童の身体を、テープやひもなどで拘束する。



子供の人権に配慮した保育内容（例 2）

◆心理的な虐待・不適切な保育

- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。
- 食事が終わらない児童に対し、部屋の電気を消し、午睡の時間もそのまま食べさせ続ける。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し、児童を萎縮させる。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。

- ① 保育者の都合で進める保育になっていないか、日頃の保育を職員間で点検する。
- ② 虐待や不適切な保育は、小さな芽の時期に摘むことが大切である。

子供の人権に配慮した保育内容（例 3）

◆性的な虐待・不適切な保育

- 児童を裸にして、保育者が、個人的に児童の写真を撮る。
- 午睡中に、児童に添い寝をして、児童の下半身に触るなど、わいせつ行為をする。
- 着替えや排せつ介助の際に、性器に触る行為をする。
- 保育者と児童が 1 対 1 になる場面を作り出し、児童に保育者の下半身を触らせるなどする。
- 愛情表現と称して、児童の体を撫でまわす、キスをする、一方的に長時間抱きしめ続けるなどの行為をする。

«児童を性的被害から守るために»

園内に、死角となるような場所がないか、リスクのある場面はどのような時かなどを把握し、それぞれの場所や場面に応じた職員間のルールを決めることが大切です。

家庭における虐待の早期発見

◆児童虐待の防止等に関する法律

第5条：児童福祉施設の職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

◆保育所保育指針

第3章1（1）ウ：子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

次のようなことに気付いたら、区市町村・児童相談所へ連絡してください。

- ① 不自然な外傷（あざ・打撲・やけど等）がある。
- ② 衣服や身体が極端に不潔である。 ③ 食事に異常な執着を示す。
- ④ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる。（低身長・低体重）等

児童の安全確保（事故防止関係）

- ◆ 窒息のリスクのある食材を除去しているか。
例：丸のままのミニトマト・ブドウ・節分の豆・餅・白玉団子等
- ◆ 睡眠時は顔が見える仰向けに寝かせ、児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく確認しているか。
- ◆ 登園時や園外活動の前後等、場面切り替わり時は、児童の人数確認について、ダブルチェックを行っているか。
- ◆ 児童の欠席連絡等の出欠状況について、保護者への速やかな確認や職員間の情報共有を行っているか。
- ◆ 園外保育は、複数の職員が対応しているか。
- ◆ プール活動等を行う場合は、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置しているか。

別動画「認可保育所の指導検査について（保育園での事故を防ぐために）」もあわせてご覧ください。



救急対応策の徹底

◆ 常時、複数職員配置が徹底されていますか？

- ・ 緊急時に適切に対応するためにも、常時職員を複数配置しておくことが重要です。
- ・ 1日に保育する乳幼児が常時5人以下の施設で、有資格者が1人で保育している場合、緊急時に近隣の応援体制が得られるようお願いしておく等、体制づくりが必要です。

◆ 迅速な対応の手順を把握していますか？

- ・ 緊急対応のマニュアルの作成・見直しを行いましょう。
- ・ 緊急連絡先を整備しておきましょう。（保護者、消防・病院等の連絡先等）

◆ 緊急時の役割分担は明確になっていますか？

応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び囑託医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておきましょう。

◆ 全職員が救急蘇生法や応急処置について熟知していますか？

定期的に救急対応訓練を行いましょう。全ての職員が対応できるようにしましょう。



(最後に)

認可外保育施設の指導監督は・・・

- ☆ **子どものため** ・ ・ ・ **安全の確保 ・**
保育の質の向上
- ☆ **保護者のため** ・ ・ ・ **安心のため**
- ☆ **園及び職員のため** ・ ・ ・ **リスクマネジメント**

今後とも御協力をお願い申し上げます